

令和6年度第1回教育研究評議会議事録

日時 令和6年4月17日(水) 14:30～16:45
場所 事務局5階大会議室、S-P o r t 3階会議室
出席者 日詰、塩尻、川田、森田、大場、川村、佐藤、鎌塚、高倉、二又、本橋、
近藤、田中、上藤、村山、延原、笹原、小西、山本、竹内、福田、宮原、
加藤、西村、池田、平井、水谷、原和彦、原正和、今泉、木村、間瀬、河
合の各評議員
欠席者 青木副学長
陪席者 鈴木、河島の各監事、栗井学長補佐 (Web 参加)、小野学長補佐 (Web 参
加)、金原学長特別補佐

I 前回議事録の承認について

令和5年度第11回教育研究評議会議事録(案)を原案どおり承認した。

II 審議事項

1 学長選考・監察会議学内委員の選出について

議長から、金原委員の退職に伴う後任の学長選考・監察会議学内委員の選出について、資料1(席上配付)により説明があり、投票を実施した結果、二又委員を選出した。

<委員等から出された意見>

福田委員：浜松キャンパスから選出する委員は浜松キャンパスの評議員が投票し、静岡キャンパスから選出する委員は静岡キャンパスの評議員が投票するような選び方がよいのではないかと。両キャンパスの独立性を尊重する第一歩になると思うので、今後検討していただきたい。

2 静岡大学の将来構想について

議長から、静岡大学の将来構想について、資料2により、令和6年3月20日～令和6年4月17日までの会議等の開催状況の報告があった。

続いて、議長から、令和5年度第9回経営協議会における学外委員の意見について報告があった後に、意見交換が行われた。

<委員等から出された意見>

笹原委員：3月の連携協議会は、日詰学長から「今後の方向性」について議論したいと申し入れをしたところ、浜松医科大学からは大学再編統合についての議題以外はないとの回答があり、休会になったと記憶している。この「今後の方向性」というのは、大学再編統合についての協議だと考えられるが、なぜそれが議題にならず、休会となったのか。また、3月は休会となったが、4月は開催することになったことについて、「今後の方向性」が議題に入っていないため開催することになったのか。3月と4月でどのような違いがあったのか。

議長：本学としては未来創成ビジョンをもとに、今後両大学で国立大学としてどのように静岡県の発展に貢献できるか、という点について共有したいと申し出たが、浜松医科大学としては、そのテーマについては受け入れがたい、基本的には法人統合大学再編の履行について議題をあげたいとの意向があり、双方議題のすり合わせができず、3月は休会となった。4月については、休会している期間に開催された浜松地区の大学運営検討委員会の議事録の承認や、浜松医科大学の理事の交代があったこと、今年度の連携協議会の日程調整について確認することなどがあり、静岡大学側から議題を提案し、開催す

ることとなった。

笹原委員：4月の開催については、未来創成ビジョンについての協議は行わないということではよいか。

議長：議題としては、そのような構成になっている。ただ、その他の事項もあるため、連携協議会の場でどのような展開となるかはわからない。

川田理事：浜松医科大学と議論できる状況にないことを懸念している。浜松医科大学としては、合意書を一度結んだにもかかわらず、どのような問題点があるかを説明していない状態で新しい案が出てきており、それを受け入れがたいというのは、理解できる。問題点がどこにあるのかということを考えていかないと、次のステップに進めないのではないか。

議長：今後どのような形で進められるのが一番よいか、連携協議会の場で話し合えるとよいと考えている。そのような形になるよう努力していく。

3 国立大学法人静岡大学経営協議会学外委員について

議長から、資料3及び別添資料1により国立大学法人静岡大学経営協議会学外委員の交代について説明があり、意見を聴取した結果、これを承認した。

<委員等から出された意見>

福田委員：学外委員が昨年度より1名減っているが規則上問題ないか。今後新たな学外委員の選出の予定はあるか。

議長：規則上の問題はない。適任者が見つければ、また評議会で諮ることとしたい。

4 静岡大学光医工学とグリーン科学を基盤とした超領域博士人材育成プログラム規則等の制定及び光医工学超領域分野フェロシップ規則等の廃止について

川田委員から、資料4により、静岡大学光医工学とグリーン科学を基盤とした超領域博士人材育成プログラム規則等の制定及び光医工学超領域分野フェロシップ規則等の廃止について説明があり、審議の結果、これを承認した。

III 報告事項

1 令和6年度第1回企画戦略会議（令和6年4月3日）報告

議長から、令和6年度第1回企画戦略会議（令和6年4月3日）について、資料5により報告があった。

2 令和6年度静岡大学入学試験状況について

塩尻委員から、令和6年度静岡大学入学試験状況について、資料6により報告があった。

<委員等から出された意見>

近藤委員：入学定員の超過の上限については、4月入学者のみに適用されるのか。10月入学者の取り扱いはどのようになるのか。

塩尻委員：今説明をした入学定員の超過については、4月入学者のみに適用されるものである。10月入学者については、また別の枠組みが適用されることとなる。

3 静岡大学名誉研究フェローの称号授与について

川田委員から、静岡大学名誉研究フェローの称号授与について、資料7により報告があった。

4 プロジェクト研究所の設置について

川田委員から、プロジェクト研究所の設置について、資料8により報告があった。

5 第4期中期計画の変更の認可について

森田委員から、第4期中期計画の変更の認可について、資料9により報告があった。

6 第4期中期目標・中期計画における意欲的な評価指標の指定について

森田委員から、第4期中期目標・中期計画における意欲的な評価指標の指定について、資料10により報告があった。

<委員等から出された意見>

川田委員：意欲的な指標として認定された静大初ベンチャーの設立の目標を30件としたことについて、イノベーション社会連携機構を中心に進めると認識はしているが、ぜひ皆様にも協力をお願いしたい。

議長：本学も参画している「Tongali」プロジェクトを活用しながら、目標達成に取り組んでいきたい。

7 令和6年度地方大学・地域産業創生交付金事業計画【駿河湾・海洋DX先端拠点化計画】（静岡市申請）への参画について

森田委員から、令和6年度地方大学・地域産業創生交付金事業計画【駿河湾・海洋DX先端拠点化計画】（静岡市申請）への参画について、資料11により報告があった。

8 令和5年度静岡労働基準監督署による是正勧告及び指導への対応について

佐藤委員より、令和5年度静岡労働基準監督署による是正勧告及び指導への対応について、資料12により報告があった。

<委員等から出された意見>

福田委員：出勤簿・休暇簿の電子化は教員にも適用されるか。

依藤総務部次長：まずは常勤職員に適用し、問題がなければ、非常勤職員に適用を拡大する。教員への適用はその後となる見込みである。

近藤委員：業務の効率化も大切であるが、効率化だけで解決できる問題ではないのではないか。必要な仕事に対して人員を増加することも検討いただきたい。

佐藤委員：ご指摘のとおりである。今後原因を可視化することによって浮き彫りにし、必要であれば増員をするなどの対応をとっていきたい。

笹原委員：近藤委員の意見に同意である。また、法人化前と比較し、恐らく常勤職員数が当時の半分以下に削減されており、非常勤職員が常勤職員と同様の仕事をしていると思われる。本学の非常勤職員は、他の公的な機関と比べても時給が低いいため、非常勤職員の公募をかけても応募がない状況である。採用できなかった場合は派遣を利用するが、結果として人件費が膨らんでいるのではないかと。非常勤職員の待遇の改善を要望する。

また、教員の勤怠管理について、現在ガルーンを利用しているが、令和8年度に勤怠管理システムが新たに導入された場合、どの程度教員はこのシステムを活用することになるのか。

依藤総務部次長：教員については、現在各自ガルーンでの出退勤をお願いしているところである。健康管理の面からも、今後も引き続きガルーンでの管理をお願いしたい。

新たに導入する勤怠管理システムについても、まずは常勤職員に適用し、次に非常勤職員、その後教員の順で導入を考えている。

高倉委員：今回の調査は45部局を対象にしているため、調査した全ての部局にフィードバックし、改善を図ることが必要だと考える。また、附属学校の教員についても今後対応を検討いただきたい。

佐藤委員：勤務実態については、事務協議会などの場を通じて各部局の状況を報告していただくことを予定しており、改善について対応していきたい。

鈴木監事：この問題は事務職員の問題だけではなく、全学の問題であると捉えていただきたい。会議の開始時間や資料の作成など、教員側からも問題がないか担当の事務局に話をし、改善をしていただきたい。

佐藤委員：そのとおりである。部局長にはそのような意味も込めて、ご理解とご協力をいただきたい。

9 令和5年度卒業・修了者の進路状況（3月31日現在）について

鎌塚委員より、令和5年度卒業・修了者の進路状況（3月31日現在）について、資料13により報告があった。

10 令和3年度実施大学機関別認証評価結果への対応状況について

二又委員から、令和3年度実施大学機関別認証評価結果への対応状況について、資料14により報告があった。

<委員等から出された意見>

村山委員：定員超過の問題については、今後このようなことがないように、教育学研究科共同教科開発学専攻については、定員を4名から6名に変更することについて、現在愛知教育大学と協議をしているところである。

11 学長選考・監察会議の審議状況について

山本委員から、学長選考・監察会議の審議状況について、資料15により報告があった。

<委員等から出された意見>

小西委員：部局の構成員への説明のため、単記投票から2人以内連記投票に変更した理由を知りたい。

総務課長：事務局で確認のうえ回答する。

金原学長特別補佐：学長選考・監察会議では、数名の候補者から1名を選ぶ際に1票でよいのかという議論があり、他大学の例を参考にしつつ、本学の過去の経緯も踏まえて、複数名を選ぶこととしたと記憶している。

高倉委員：1点目に、投票用紙による投票と電子投票の規定について、秘密投票に関する諸々の手続きにおいて格差がある。投票用紙による投票の場合は、第14条において「適切かつ円滑な実施のため」責任者と立会人を置いているが、電子投票の場合は、「適切かつ円滑な実施」に相当する規定が無く、責任者や立会人も置いていない。そのため、電子投票は匿名性を担保するための手続きが規定上に無い。秘密投票の確保について、これまでの教育研究評議会等でも重要性が指摘されていたと思うので、今後の学長選考・監察会議においてご確認いただきたい。

2点目に、電子投票という文言が曖昧である。日本では電磁的記録式投票が議員立法で解禁され、地方自治体の選挙では出来るが、タブレット等が置いてある投票所で行うもので、集計上の手間を省くものである。本学のこの規定上の電子投票は、インターネット等の通信を使用して投票するものだと思うが、その文言の意味が規定上で定義されていない。本日、匿名性の担保や二重投票を回避するシステムであり、他大学でも導入している旨の説明があったが、我々は説明を受けているだけでそれがどのようなものか

分からない。全教職員にどのようなシステムなのかを示していただかなければ、理解が得られないのではないかと。

山本委員：学長選考・監察会議における説明では、検討中のシステムについて、誰が投票したか（投票者）の情報と、誰に投票したか（投票先）の情報は、システム内で別々に格納されるため、投票内容の秘密は保持される。電子投票システムにおいて、他人がなりすまして投票することを完全に防げるのかという点について、投票に関する情報を他人に転送することで、他人がなりすまして投票することは可能である。投票の際は、監査証跡情報として、IP アドレス等の情報はシステムに格納されるため、事後の調査は可能であり、このことを投票者に周知しておくことで一定の抑止効果になると考えている。電子投票を導入する利点について、従来の投票は職員の負担が大きく、その労力を削減できることも考慮している。さらに比較的安価で導入が可能であることから、職員の労働にかかる対価とシステム導入による経費削減に鑑みて、電子投票の導入に利点がある。

高倉委員：今の説明では、匿名性やなりすましのことはよく分かったが、学内の教員から、電子投票の場合は投票に別の者が立ち会って指示をしたり、投票結果を確認したりする行為を排除する仕組みがないことを危惧した指摘を受けている。規定上にそれを抑止する文言が無いことを問題視していると思うので、例えば、規定上に禁止事項を設けることも検討に値するのではないかと。投票用紙による投票と電子投票は、規定上で書き方がかなり異なることを認識いただきたい。秘密投票を守ることを大学の姿勢として示していただくことが大切だと思う。

山本委員：学長選考・監察会議に今の意見をもち帰り議論させていただく。

小西委員：「なりすまし」と「他の者が強制的に」ということが用法上混乱しているので、学長選考・監察会議では「なりすまし」と「票売買、強制投票」を分けて議論されるとよいと思う。

原和彦委員：2人以内連記投票について、同じ候補者に2票を投票してもよいのか。1人しか適任者がいないと考えている人と2人の適任者のどちらかを考えている人において、行使できる権利の量が異なるのではないかと。改正後の第15条第3項の無効票の規定にはないので、同じ候補者を2つ記載してもよいのか。

山本委員：2名か1名に投票することになり、2名の場合は異なる人に投票することだと認識している。法規上、同一人物を2つ記入したものが有効か否かは事務局で確認していただきたい。

近藤委員：原委員の意見は、1人しか適任者がいないと考えている人の一票と2人の適任者のどちらでもよいと考えている人の一票では、一票の重みが変わることがこれまであまり議論されていないという指摘ではないかと。規定上の確認ではなく、その点を議論していただきたい。

山本委員：どちらの場合でも、票の重みは変わらないと思う。学長選考・監察会議では、その点は議論になっていないが、そのように理解している。

福田委員：山本委員と同じ認識であったが、票の重みについてはこれまで議論されていないので、検討課題として議論すればよいと思う。

依藤総務部次長：担当事務として付け加えると、投票の人数については、それを検討した際、学長選考基準に適しているか否かという点で選んでいただくというのが議論の出発点であり、過去の候補者の人数を勘案して、3名で検討を始めた。学長の選考は、学長選考・監察会議が責任を持って行うものであり、意向投票の実施は否定しないが、実施した場合も意向投票の結果を参考に学長選考・監察会議が決定することが基本である。その際に、意向投票では学長選考基準に適した者1名を選ぶのではなく複数名を選ぶ方がよいのではないかと議論を行ってきた。

山本委員：それでは、学長選考・監察会議で意見交換をさせていただきたい。この投票については、選挙ではないため、1名を選ぶ必要がなく、適任でないか否かの意向が分かればよいことになったと記憶している。

12 教員採用等報告について

議長から、教員の採用1件について、資料16により報告があった。

- 13 学長決裁により改正した規則等について
議長から、学長決裁により改正した規則等について、資料17により報告があった。

IV その他

- 1 今年度の「静大フェスタ」について
鎌塚委員から、今年度の「静大フェスタ」について、資料18により案内があった。
- 2 年次有給休暇の計画的取得について
依藤総務部次長から、今年度の年次有給休暇の計画的取得について、資料19により説明があった。

以上